

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第1回那珂川市国民保護協議会		
開催日時	令和5年1月16日(月) 14:00~14:45	開催場所	那珂川市役所2階 第1、第2会議室
出席者	1. 構成員 那珂川市国民保護協議会長、那珂川市国民保護協議会委員、事務局 ※出席者については別紙のとおり		
配布資料	別添のとおり		
公開区分	開示 ・ 一部開示 ・ 非開示		
～開会～			
<p>【1.辞令交付】</p> <p>事務局</p> <p>会議に先立ち『武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律』（以下、法律という）第40条第4項の規定により、各委員へ那珂川市長より「辞令交付」を行う。</p> <p>代表して、福岡県総務部防災危機管理局 防災危機管理専門監の安武智彦様に辞令を交付させて頂く。</p> <p>～那珂川市長より辞令交付～</p>			
<p>【2.市長あいさつ】</p> <p>市長</p> <p>ご多忙の中、令和4年度那珂川市国民保護協議会へご出席いただき、感謝申し上げます。</p> <p>本協議会は平成16年9月施行の法律に基づき開催されるものであり、那珂川市においては平成24年度改正の那珂川市国民保護計画（当時那珂川町、以下、市国民保護計画という）から、平成29年の「国民の保護に関する基本指針（以下、基本指針という）の変更および平成30年の福岡県国民保護計画との整合を図るために改正するために会議を招集させていただいた。</p> <p>過去の事件に目を向けてみると、今から25年前の平成7年3月のオウム真理教による地下鉄サリン事件が特に記憶にあり、日本における化学兵器における最初のテロ事件といわれているがこのような事態が日本でおこるのかと当時は衝撃を受けたところである。</p> <p>また、近年、北朝鮮によるミサイル開発、核兵器保持の可能性や中国による尖閣諸島周辺において力を背景とした現状変更の試み、ロシアによるウクライナ侵攻等の情勢もあり、そのような危機が迫っているということを国民の皆様には知っていただく必要があると考えている。</p> <p>そのため、市の役割としては、市民の皆様の生命および財産の安全性を高めることだと考えており、市国民保護計画を適切な形にし、市民へお示しすることが重要と考えているため、委員の皆様には慎重審議をお願いしたい。</p>			

【3. 委員紹介】

事務局

令和4年度の初めての会議であるため、委員の皆様の自己紹介をお願いしたい。

初めに、法律第40条第2項の規定により、「会長は、市町村長をもって充てる」とあるため、那珂川市長が会長に就任する。会長より順に願います。

～会長、各委員より自己紹介～

事務局

なお、那珂川市国民保護協議会条例（以下、条例という）第4条第2項により、22名の委員のうち17名と過半数の出席を得ていることから本会議が成立していることをご報告する。

【4. 那珂川市国民保護計画の諮問について】

事務局

那珂川市長の職務代理者である小原副市長より国民保護協議会会長へ諮問する。

～副市長、諮問書を読み上げ、会長へ手渡す～

【5. 那珂川市国民保護計画変更の概要について】

事務局

～資料「変更概要資料」、「資料2」に沿って説明～

本件につきましてご意見、ご質問があれば挙手にてお知らせいただきたい。

会長

ただいま、事務局から計画変更の概要及び変更に伴うスケジュールについて説明があったが、計画変更の内容や、新型コロナウイルス感染症の観点から、今回十分に審議を行い、第2回の国民保護協議会については、書面での会議を提案するがいかがか。

～異議なし～

事務局

皆様からご承認をいただいたようであるので、会長の提案どおり、第2回国民保護協議会を書面会議とする。

【6. 審議】

事務局

この会議の議長は条例第4条第1項の規定により、「協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる」と規定されているため、会長を議長として議事の進行をお願いする。

会長

私の方で議事を進めさせていただく。

「那珂川市国民保護計画変更（案）について」事務局から説明をお願いする。

議題1「那珂川市国民保護計画変更（案）について」

事務局

～資料「資料3-1、3-2、3-3」に沿って説明～

会長

質問のある方は、挙手をお願いする。

～特になし～

会長

特に無いとのことであるが、本日資料をお持ち帰りいただき、お気づきの点があれば、1月31日（火）までに事務局へ連絡をしていただきたい。頂いた事項を踏まえて事務局で再度変更案への反映等を検討し示していただきたい。

～議長退任～

【7.その他】

事務局

全体を通じて質疑・ご意見あればこの場でいただきたい。

会長

再度確認として申し上げるが、今回の市国民保護計画の変更内容は、法律の改正など、全国的統一な対応という理解で間違いはないか。

委員

本件については会長のご認識で間違いはないと考える。

内容としては軽微なものが多いが、Jアラートなどの全国統一のシステムによる情報伝達手段としての記載等が追加となることから、本会議にて審議が必要ということで福岡県としても整理されている。

会長

了解した。

事務局

以上で本協議会を終了とする。

なお、皆様からご承認をいただいたとおり、第2回国民保護協議会を書面会議とするため、後日文書にて改めてお知らせをさせていただきます。

～閉会～